

令和 4 年度 第 1 2 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 5 年 3 月 2 7 日（月） 午後 1 時 2 0 分
会 議 場 所	松伏町北部サービスセンター 多目的ホール
開 会 時 刻	午後 1 時 2 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 4 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜佐子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆（最適化推進委員）	○		舩 田 晃（最適化推進委員）	○
	山 崎 富 康（最適化推進委員）	○		砂 川 進（最適化推進委員）	○
	小 島 雄 一（最適化推進委員）	○		滑 川 浩（最適化推進委員）	○
	内 藤 玉 江（最適化推進委員）	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	諸報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 5	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集計画の決定を求める件について
日程第 6	議案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定を求める件について
日程第 7	報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について

会 議 の 件 名	議 事 録
1. 開 会	後藤事務局長が開会を告げる。午後１時２０分 【あいさつ】 ◎事務局長 これより令和４年度第１２回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 まず、私からご報告させていただきます。 ３月２０日をもちまして３月議会が終了となりました。令和５年度の予算等について議決を頂いたところでございます。特に農業関連では赤岩地区大落向の水路改修工事の予算を確保しました。 また、大川戸の寺前のポンプ工事のめどがついたところです。 次に３月２４日に金杉土地改良区と旭土地改良区の総代会に出席してきました。滞りなく終了したことをご報告させていただきます。 本日もよろしくお願いいたします。 それでは山崎会長ご挨拶をお願いいたします。 ◎会長 改めまして皆さんこんにちは。 本日は北部サービスセンターでの開催で赤岩の方々については遠くからの出席ありがとうございます。 報告事項の中で五反要件の廃止について事務局より説明があるかと思えます。この農業委員会では今後の農地法第３条申請の審議について皆さんと共有していきたいと思えます。 これより開会いたします。 ◎事務局長 ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしくお願いします。 【開会の宣言】 ◎議長 ただいまから、令和４年度第１２回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員１４名、最適化推進委員７名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。 【会議録署名委員の指名について】 ◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第１３条の規定により議長から指名いたします。 １１番 山崎 秀夫 委員 １２番 八木 大輔 委員 以上、２名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。
日程第１	

日程第 2	【諸報告について】 ◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 以上で報告を終わります。
日程第 3	【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。 No. 1 について、事務局から説明をお願いします。 ◎事務局 案内図は 1 ページです。 譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。 申請地の地目は田で面積は〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は経営拡大です。 なお、売買金額は贈与のためありません。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。 おもな作付作物は水稻、ネギ、ハウレンソウです。 農機具の所有状況は、トラクター、田植機、耕運機、農業用車両、その他農機具を保有しています。 なお、収穫の時期に必要な農機具については、〇〇〇市で農業を行っている兄の〇〇〇〇さんのを借りて行います。 譲受人の農作業暦は 3 4 年で、その他世帯員の労働者は 1 人です。 また、自宅からの通作距離は 5 km です。 世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間 1 0 0 日、妻の〇〇さんが年間 8 0 日、世帯合計 1 8 0 日になり、年間の農作業従事日数 1 5 0 日以上要件は満たしています。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。

周辺地域との関係については、田については、引き続き水稻栽培をし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎八木委員

3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

続いて、No.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は2ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

申請地の地目は田で面積は合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は経営拡大です。

なお、売買金額は合計で〇〇〇万円、1反当たり約〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、ネギ、ハウレンソウです。

農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、籾摺機、精米機、乾燥機、農業用車両を保有しています。

譲受人の農作業暦は40年で、その他世帯員の労働者は4人です。

また、自宅からの通作距離は1.2kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間300日、妻の〇〇さんが年間60日、母の〇〇さんが年間200日、子の〇〇さん、〇〇〇〇さんが共に年間60日、世帯合計680日になり、年間の農作業従事日数150日以上要件は満たしています。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。

周辺地域との関係については、田については、引き続き水稻栽培をし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

続いて、No.3の説明に入る前に、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、砂川委員の退席を求めます。

(砂川委員退席)

それでは、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は3ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇の方です。

申請地の地目は田です。面積は合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲

日程第 4	渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。 なお、売買金額は、〇〇〇万円です。1反当たり約〇〇〇万円です。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡ です。 おもな作付作物は水稻、露地野菜です。 農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺機、乾燥 機、農業用車両を保有しています。 譲受人の農作業暦は50年で、その他世帯員の労働者は2人です。 また、自宅からの通作時間は10分です。 世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間70日、子の〇〇〇さんが年間 60日、妻の〇〇〇さんが年間70日で、世帯合計200日になり、年間 の農作業従事日数150日以上要件は満たしています。 今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇 〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。 周辺地域との関係については、田については引き続き水稻栽培、畑は野 菜を栽培し、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農 業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。 よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ てを満たしていると考えます。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま す。 ◎岡田委員 3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明の とおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。 以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、本案は許可されました。 ◎議長 それでは、石塚委員の復席を許可します。 (砂川委員復席) 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件に ついて】
--------------	--

続いて、日程４議案第２号農地法第５条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。

No. 1 について、事務局説明願います。

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま

日程第 5	す。 ◎小島委員 3月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。 以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎山崎（秀）委員 登記面積と実測の面積が合わない経緯はわかりますか。 ◎事務局 この地区については、土地が伸びている箇所が多々ある地域になります。 ◎山崎会長 隣の宅地については、この会社が購入したのでしょうか。また、そこに〇〇〇〇を住まわせるのでしょうか。 ◎事務局 この会社の代表社員である〇〇〇〇さんの〇〇〇〇が購入しております。〇〇〇〇の居住は今後の計画になります。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。 【議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を求める件について】 ◎議長 続いて、日程5議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局説明願います。 ◎事務局 議案第3号と書かれた資料を御覧ください。 こちらは、今回利用権を設定します農用地利用集積計画です。 まず、No.1～No.5までが新規設定の方たちです。No.6～No.24までが再設定になります。 新規が5件で9筆8,295㎡、再設定が19件で46筆37,748㎡合計しますと24件で55筆46,043㎡になります。 松伏町農業経営基盤強化に関する基本的な構想の目標は50%で、設定後貸借比率は24%で設定前より0.4%のアップです。
--------------	--

日程第 6	引き続き担い手に集積集約していきたいと思います。 説明については以上です。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。 【議案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標設定等（案）の決定を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 6 議案第 4 号令和 5 年度最適化活動の目標設定等（案）の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局説明願います。 ◎事務局 議案第 4 号と書かれた資料を御覧ください。 こちらは、令和 5 年度の最適化活動の目標となります。 まず、1 ページ目です。こちらは、現在の農業委員会の状況が書かれております。現在の農業委員の定数 14 に対し実数は 14 名。最適化推進委員の定数 7 に対し実数は 7 名です。 次に農家、農地等の概要です。総農家数は 236 経営体、うち農業経営体数 144 経営体です。基幹的農業従事者数は 188 人です。認定農業者は 35 名です。総農家数、基幹的農業従事者は直近の農林業センサスに基づいております。 次に耕地面積です。田が 424ha、畑 157ha 合計で 581ha です。こちらは、直近の作付面積統計に基づいております。 次に 2 ページ目です。こちらは、農地の集積についての目標になります。 まず、現状及び課題です。現在の管内の農地面積は 581ha、集積面積は 169ha、集積率は 29.1% です。課題としては、生産能力の低い農地は利用集積になりにくいです。 次に目標です。集積率 50% の目標年度は令和 12 年度です。今年度の新規集積面積は 15.3ha とし、年度末集積面積累計 184.3ha、集積率 31.7% を目標とします。 次に遊休農地の解消です。現在の 1 号遊休農地は 2.8ha うち緑区分が 2.8ha です。課題としては、非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休農地化しています。 次に目標です。令和 4 年度の遊休農地解消面積は 0.7ha を目標とします。 次に 3 ページ目です。新規参入の促進です。現状として、過去 3 年間で新規参入者は、個人、企業ともに 0 です。課題としては、農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新
--------------	---

日程第 7	規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。 次に目標です。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積を 2.7ha としました。 次に最適化活動の目標です。推進委員等が行う活動日数は月 10 日を目標とします。 次に活動強化月間です。令和 5 年度は 11 月～1 月の 3 ヶ月を活動強化月間とし、8・1 調査の結果をもとに担い手に集積を行います。また、遊休農地の所有者が希望する場合は、集積集約に向けて調整を行っていきます。 次に新規参入相談会への参加目標です。令和 4 年度については、新型コロナウイルスの影響がありましたので行いませんでしたが、令和 5 年度は新・農業人フェアに参加したいと思います。時期については未定です。 説明については以上です。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。 【報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について】 ◎議長 続いて、日程 7 報告第 1 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。 ◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。 ◎事務局 ・人事異動について ・年間スケジュールの配布 ・来月の総会日について ・年会費について ・活動記録について ・五反要件廃止後の農地法第 3 条について ◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。
--------------	--

◎会長代理

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

今日は3月27日ということで、日本さくら協会によりますと今日はさくらの日だそうです。さくらの時期は花粉の時期でもあり、私も花粉症で困っていましたが、耳鼻科に行きだいぶ楽になりました。皆さんの中でも悩んでいる方がいれば、耳鼻科に行き楽になってもらえればと思います。

本日はお疲れ様でした。